

藤沢市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町広域連携による新規就農者受入支援及び農地情報の提供に関する協定書第2条の規定に基づき、新規就農（非農家出身の者が自ら農地を借り受けて農業経営を開始することをいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「新規就農希望者」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(新規就農者の要件)

第2条 新規就農をすることができる者は、次のいずれかの要件を満たす者でなければならない。

- (1) 神奈川県立かながわ農業アカデミー等の農業大学校（以下「農業大学校」という。）を卒業した者
- (2) 神奈川県内の次のいずれかに掲げる農業者から、1年以上かつ年間150日以上（45歳以上の者にあつては、半年以上かつ半年間のうち75日以上）、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修を受けた者
 - ア 農業経営士（神奈川県農業経営士認定要綱（昭和46年4月1日施行）第6の規定により神奈川県知事の認定を受けた者をいう。）
 - イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。）
- (3) 神奈川県内の農業法人（認定農業者に限る。）に、3年以上正社員として雇用されていた者
- (4) その他市長が就農に向けて必要な技術等を習得していると認めた者

(営農計画書の提出)

第3条 新規就農希望者（認定就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。）を除く。）は、営農計画書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の営農計画書には、前条第1号に規定する者にあつては農業大学校の卒業証明書を、同条第2号に規定する者にあつては農家等実務研修報告書（第2号様式）を、同条第3号に規定する者にあつては農業法人従事内容報告書（第3号様式）を、同条第4号に規定する者にあつては市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(面談会の実施)

第4条 市長は、前条の規定により営農計画書が提出されたときは、面談会を実施するものとする。

(営農計画の判断基準)

第5条 前条に規定する面談会は、営農計画が次に掲げる要件に該当するかを

判断するものとする。

(1) 営農計画が、申請者の技術・経営能力、就農時の農業労働力及び資金計画等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること。

(2) 営農計画が、就農後における目標の達成に適切な内容であること。

(3) 所得目標が、就農5年後に250万円以上となっていて、効率的かつ安定的な農業経営者となるように、それぞれの地域や実情に応じた農業経営への発展努力が認められること。

(4) 施設の設置、機械の購入その他就農時に取るべき措置が、就農後における目標を達成するために適切な内容であること。

(5) 参入地域のルールを守り、地域の農業者とコミュニケーションがとれること。

(6) 新たに農業を始めるための農地が見つまっていること。

(農業委員会への推薦)

第6条 市長は、提出された営農計画書の内容が、第4条に規定する面談会において適正と判断されたときは、当該新規就農希望者が農地の利用権設定の設定を受けるに相応しい旨、農業委員会に推薦するものとする。

2 前項の規定に基づき推薦を行った新規就農希望者について、提出された営農計画書に虚偽の記載があったことが明らかとなった場合には、市長は、その旨を速やかに農業委員会に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に農業者のもとで就農に向けて必要な技術等を習得できる研修を受けている者にあつては、改正後の第2条の規定にかかわらず、当該農業者のもとで、1年以上、かつ、年間150日以上（45歳以上の者にあつては、半年以上、かつ、半年間のうち75日以上）、当該研修を受けたことをもって、同条第2号の要件を満たす者とみなす。